

不動産競売申立添付書類等一覧表 (改訂:平成28年3月1日)

- ・申立書及び添付書類は、大型封筒やクリアファイルにひとまとめにして提出してください。
- ・申立書には、連絡先の電話番号・FAX番号・担当者名を必ず記載してください。
- ・当事者目録には、それぞれの所在地・住所に対応する郵便番号を正確に記載してください。
- ・利息・損害金につき年365日の日割計算特約がある場合は、請求債権目録に必ず記載してください。
- ・期間入札で売却できない場合には、開札日の翌日から特別売却を実施する取扱いをしています。「本件不動産につき、入札又は競り売りの方法により売却しても適法な買受けの申出がなかったときは、他の方法により売却することに異議はない。」旨の文書を提出してください(申立書に付記しても構いません)。

<input type="checkbox"/> 申立手数料	担保権実行の場合:担保権の数×4,000円(共同担保の場合は、1つとして数えてください) 強制競売の場合 :請求権の数×4,000円 ※収入印紙で提出してください(登記印紙は不可、割印・消印はしないでください)。
<input type="checkbox"/> 登録免許税	裁判所から法務局へ差押登記嘱託を行う際に添付する国税です。 計算方法: ① 請求債権額(元本、確定した利息・損害金の合計)から1,000円未満を切り捨てる。 ② ①の金額×1,000分の4(100円未満切り捨て、最低1,000円)。 ※請求債権額が根抵当権極度額を上回っているときは、極度額で算出してください。 税務署、日本銀行代理店、郵便局等で納付した領収証書を提出してください。 (3万円以下の場合、収入印紙で提出しても構いません)
<input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 (1か月以内)	目的不動産が建物だけの場合は、その建物が存する土地の登記事項証明書も提出してください。 土地上に目的外の建物が登記されている場合は、その建物の登記事項証明書も提出してください。 共同担保による申立ての場合は、その目録付きのものを提出してください。 ※工場抵当権で、工場備付機械器具等の3条目録が作成されている場合、同目録も添付してください。
<input type="checkbox"/> 固定資産公課証明書	所管の市町村役場で当該年度のもの取得して提出してください(評価証明書は不可)。
<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 (3か月以内)	不動産登記事項証明書や債務名義上の住所・氏名と現在の住所・氏名が異なる場合は、それらのつながりが明らかになるよう、履歴事項証明書や住民票、戸籍の附票等の公文書も提出してください。
<input type="checkbox"/> 個人の住民票(1か月以内)	
<input type="checkbox"/> 続行決定申請書	当該申立てよりも、税官庁・市町村等の差押えが先行している場合に必要です。(迅速手続のため、開始決定と同時に評価命令を発令することに異議がなければ、その旨を余白に記載してください)。
【強制競売のみ】 <input type="checkbox"/> 執行力ある債務名義正本、同送達証明書	更正決定等がある場合は、その正本と送達証明書も提出してください。 なお、正文の更正の場合は、確定証明書も提出してください。
<input type="checkbox"/> 郵便切手(92円)	「保管金提出書」等の送付用。ただし、相続代位登記のために書類の返送が必要な場合等は、重量に応じた郵便切手が必要になります。
<input type="checkbox"/> 民事執行予納金 <予納額の目安> 1~9筆……50万 10~14筆……60万 15筆以上……80万	申立書提出後、裁判所から送付する「保管金提出書」に記載されている金額を、金融機関又は裁判所会計課窓口で納付してください。金融機関から裁判所指定の口座に振り込んで予納した場合は、必要事項を記載した <u>保管金提出書及び保管金受入手続添付書</u> を、速やかに会計課に提出してください(提出されないと保管金の納付を確認することができず、開始決定等の競売手続を進めることができないので注意してください)。 ※事案により、左記よりも多く予納、または事後に追加納付していただく場合があります。 ※事件終了後、残金の還付手続を迅速に行うため、保管金提出書の「還付金の振込先等」欄への記載をお願いします(この欄への記載がない場合、振込での還付はできません)。
<input type="checkbox"/> その他の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担保権・被担保債権・請求債権目録…当事者数+5部 → 申立書に用いたものと同じもの(訂正印・捺印を押していないもの) ○ 物件案内図…2部(目的物件の所在がわかるもの。目的物件にはマーカー等で印を付けてください) ○ 不動産登記法14条の地図(ない場合は同条の地図に準ずる書面) ○ 地積測量図、建物図面・各階平面図 ○ 不動産登記事項証明書の写し…2部 ○ 固定資産公課証明書の写し…1部 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> } 各原本1部、写し1部 ※建物だけの申立ての場合も、建物が存する土地の地図を提出してください </div>

以上に記載したもののほか、事案によっては、別途提出をお願いする書類等があります。

問い合わせ先 〒880-8543 宮崎市旭2丁目3番13号

宮崎地方裁判所民事部執行係 Tel:0985(68)5137(直通)